

檜 原 市

土木工事共通仕様書（案）

令和2年4月版

橿原市土木工事共通仕様書（案）は、奈良県県土マネジメント部（平成31年4月）発行の「土木工事共通仕様書（案）」、「土木請負工事必携」及び「土木工事施工管理基準」における事項に関し、以下のとおり読み替えるものである。また、以下の事項以外については、奈良県県土マネジメント部（平成31年4月）「土木工事共通仕様書」、「土木請負工事必携」及び「土木工事施工管理基準」によるものとする。ただし、これらにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

なお、記載事項のうち「監督職員は監督員」に、「検査職員は検査員」に各々読み替えるものとする。

# 目 次

## 「土木工事共通仕様書（案）」

第1編 共通編	1
第1章 総 則	1
第1節 総 則	1
1-1-1-1 適 用	1
1-1-1-2 用語の定義	1
1-1-1-4 施工計画書	2
1-1-1-9 工事の下請負	3
1-1-1-12 調査・試験に対する協力	3
1-1-1-18 建設副産物	3
1-1-1-20 工事完成検査	4
1-1-1-21 既済部分検査等	4
1-1-1-22 部分使用	4
1-1-1-32 交通安全管理	4
1-1-1-35 官公庁等への手続等	4
1-1-1-45 建設副産物の処分	4
第2章 土 工	5
第3節 河川土工・砂防土工	5
1-2-3-1 一般事項	5
第4節 道路土工	5
1-2-4-1 一般事項	5
第3章 無筋・鉄筋コンクリート	5
第3節 レディーマイクスコンクリート	5
1-3-3-2 工場の選定	5
第2編 材料編	5
第1章 一般事項	5
第2節 工事材料の品質	5
第3編 土木工事共通編	6
第1章 総 則	6
第1節 総 則	6
3-1-1-1 用語の定義	6
3-1-1-9 工事完成図書の納品	6
3-1-1-10 中間技術検査	7

「土木請負工事必携」

2. 提出書類の様式 ----- 8

「土木工事施工管理基準」

写真管理基準（案）

2-2 撮影方法 ----- 33

# 土木工事共通仕様書（案）

## 第1編 共通編

### 第1章 総 則

#### 第1節 総 則

##### 1-1-1-1 適 用

###### 1. 適用工事

本共通仕様書は、樫原市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び**設計図書**の内容についての統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

###### 2. 共通仕様書の適用

受注者は、共通仕様書の適用にあたって、「樫原市建設工事監督規程」及び「樫原市建設工事検査規程」（以下「監督規程」「検査規程」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（竣工検査、出来形検査）にあたっては、地方自治法第234条の2第1項に基づくものであることを認識しなければならない。

なお、機械設備工事及び電気通信設備工事については、国土交通省の「機械工事共通仕様書」及び「電気通信設備工事共通仕様書」の最新版を準用するものとする。

下水道工事については、（公社）日本下水道協会の「下水道土木工事必携（案）」の最新版を準用するものとする。

公園工事については、国土交通省 都市局 公園緑地・景観課の「公園緑地工事共通仕様書」の最新版を準用するものとする。

###### 4. 設計図書間の不整合

樫原市建設工事仕様書（以下「建設工事仕様書」という。）、**特記仕様書**、**契約図面**、工事数量総括表の間に相違がある場合、又は**契約図面**からの読み取りと**契約図面**に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に**確認**して**指示**を受けなければならない。

##### 1-1-1-2 用語の定義

###### 1. 監督員

建設工事においては、本仕様で規定されている監督員とは、総括監督員、主任監督員、一般監督員を総称していう。

###### 2. 総括監督員

本仕様で規定されている総括監督員とは、「監督規程」に定める監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び**設計図書**の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における工事主管課長等に対する**報告**等を行うとともに、主任監督員及び一般監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。

### 3. 主任監督員

本仕様で規定されている主任監督員とは、「監督規程」に定める現場監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する**指示、承諾又は協議**（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、工事实施のための詳細図等（軽易なものを除く。）の作成及び交付又は受注者が作成した**図面の承諾**を行い、また、**契約図書**に基づく工程の管理、**立会、段階確認**、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ当該実施を**確認**することを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く。）、**設計図書**の変更（重要なものを除く。）、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における総括監督員への**報告**を行う者をいう。また、一般監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

### 4. 一般監督員

本仕様で規定されている一般監督員とは、「監督規程」に定める一般監督業務を担当し、主に受注者に対する**指示、承諾又は協議**で軽易なものの処理、工事实施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は受注者が作成した**図面**のうち軽易なものの**承諾**を行い、また、**契約図書**に基づく工程の管理、**立会**、工事材料試験の実施（重要なものは除く。）、**段階確認**、施工状況検査を行う。なお、**設計図書**の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合において、主任監督員への**報告**を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

### 7. 仕様書

仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事に固有の施工条件を明示した建設工事仕様書及び工事ごとに規定される**特記仕様書**を総称していう。

#### 15. 指示

**指示**とは、**契約図書**の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。口頭注意とは、監督員が受注者に対し、施工体制の確認及び履行報告確認の結果、履行されていないものがある時、口頭注意である旨を伝え、必要な措置をとるよう口頭で是正指示を行うことをいう。指導とは、監督員が受注者に対し、工事の施工体制及び履行報告について、口頭注意をするまでに至らない状況の時に行う助言のことをいう。

#### 25. 情報共有システム：削除

#### 26. 書面

書面とは手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。以下：削除

#### 1-1-1-4 施工計画書

##### 1. 一般事項

受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての**施工計画書**を監督員に**提出**しなければならない。

受注者は、**施工計画書**を遵守し工事の施工にあたらなければならない。

この場合、受注者は、**施工計画書**に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督員の**承諾**を得て記載内容の一部を省略するこ

とができる。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) その他

#### **1-1-1-9 工事の下請負**

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が橿原市の入札参加資格者である場合には、参加資格停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

#### **1-1-1-12 調査・試験に対する協力**

##### **5. 低入札価格調査**

受注者は、低入札価格調査については「橿原市建設工事等低入札価格調査実施規程」に基づき適切に対応しなければならない。

- (1)：削除
- (2)：削除
- (3)：削除

#### **1-1-1-18 建設副産物**

##### **5. 再生資源利用計画**

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、加熱アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令及び建設発生土及び産業廃棄物の処理並びに再生資材の利用に関する特記仕様書等に基づき再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に**提出**しなければならない。

##### **6. 再生資源利用促進計画**

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令及び建設発生土及び産業廃棄物の処理並びに再生資材の利用に関する特記仕様書等に基づき再生資源利

用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に**提出**しなければならない。

#### 1-1-1-20 工事完成検査

##### 1. 工事完成通知書の提出

受注者は、契約書第31条の規定に基づき、工事竣工届を監督員に**提出**しなければならない。

##### 2. 工事完成検査の要件

受注者は、工事竣工届を監督員に**提出**する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

- (1) **設計図書**（追加、変更**指示**も含む。）に示される全ての工事が完成していること。
- (2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
- (3) **設計図書**により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備が全て完了していること。
- (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

#### 1-1-1-21 既済部分検査等

##### 5. 適用規程

受注者は、当該出来形検査については、第3編3-1-1-6監督員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。

##### 6. 検査日の通知

発注者は、出来形検査に先立って監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

#### 1-1-1-22 部分使用

##### 2. 監督員による検査

受注者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督員による品質及び出来形等の検査(**確認**を含む)を受けるものとする。以下:削除

#### 1-1-1-32 交通安全管理

##### 6. 工事用道路共用時の処理

受注者は、建設工事仕様書及び**特記仕様書**に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

#### 1-1-1-35 官公庁等への手続等

##### 2. 関係機関への届出

受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例、建設工事仕様書又は**設計図書**の定めにより実施しなければならない。

#### 1-1-1-45 建設副産物の処分

1. 本工事の施工により発生する建設副産物の搬出については、建設工事仕様書、「建設発生土及び産業廃棄物の処理並びに再生資材の利用に関する特記仕様書」により取り扱うこととする。

- (1) : 削除
- (2) : 削除
- (3) : 削除

- (4)：削除
- 2.：削除

## 第2章 土 工

### 第3節 河川土工・砂防土工

#### 1-2-3-1 一般事項

##### 7. 建設発生土受入れ地の実測

受注者は、建設発生土処理については、「建設発生土及び産業廃棄物の処理並びに再生資材の利用に関する特記仕様書」の規定により適切に処理しなければならない。

### 第4節 道路土工

#### 1-2-4-1 一般事項

##### 11. 建設発生土の受入れ地の実測

受注者は、建設発生土処理については、「建設発生土及び産業廃棄物の処理並びに再生資材の利用に関する特記仕様書」の規定により適切に処理しなければならない。

## 第3章 無筋・鉄筋コンクリート

### 第3節 レディーミクストコンクリート

#### 1-3-3-2 工場の選定

##### 1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布 法律第95号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)(以下、「JIS表示認証工場」という。)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(以下、「コンクリート主任技士等」という)が常駐しており、全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場(以下、「○適マーク承認工場」という。)から選定し、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。

(2)：削除

(3)：削除

##### 3. JIS以外のレディーミクストコンクリート：削除

## 第2編 材 料 編

### 第1章 一般事項

#### 第2節 工事材料の品質

##### 1. 一般事項

受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し監督員又は検査員の請求が

あった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

なお、J I S規格品のうちJ I Sマーク表示が認証されJ I Sマーク表示がされている材料・製品等（以下、「J I Sマーク表示品」という）については、J I Sマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。

## 7. 奈良県産品の利用促進

(1) 受注者は、地場産業の活性化を図るため、建設資材・物品等調達については、奈良県産品の使用により一層努めること。県産品とは、次の各号に掲げるものとする。

- 1) 県内の工場等（本店が県内にあり、工場が県外にある場合も含む）で製造された資材・製品
- 2) 「奈良県リサイクル認定製品」

(2) : 削除

(3) : 削除

(4) 受注者は、建設資材のうち生コンクリートの調達については、次の3点を全て満たすものを使用すること。

- ・奈良県産品
- ・J I Sマーク表示認定（認証）工場産品
- ・**適**工場産品（全国品質監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場）

8. 報告書の提出 : 削除

9. 書面の提出 : 削除

# 第3編 土木工事共通編

## 第1章 総則

### 第1節 総則

#### 3-1-1-1 用語の定義

3. 技術検査 : 削除

#### 3-1-1-9 工事完成図書納品の

##### 1. 一般事項

受注者は、工事完成図書として以下の書類を**提出**しなければならない。

- ① 施工計画書及び施工図等
- ② 施工管理記録（工程管理図書、出来形管理図書、品質管理図書、工事写真等）
- ③ 工事請負日誌及び材料納入伝票
- ④ 指示書、承諾書及び協議記録
- ⑤ その他の関係書類

##### 3. 電子成果品

受注者は、電子納品対象工事等の場合、「橿原市電子納品運用ガイドライン」及び「工事完成完成図書の電子納品等要領（平成28年3月・国土交通省）」等に基づいて電子成果品

を作成し納品しなければならない。

#### **4. 地質調査の電子成果品等**

受注者は、電子納品対象工事等の場合、「**橿原市電子納品運用ガイドライン**」及び「**地質・土質調査成果電子納品要領**（平成28年10月・国土交通省）」等に基づいて電子成果品を作成し納品しなければならない。

#### **3-1-1-10 中間技術検査：削除**

# 土木請負工事必携

## 2. 提出書類の様式

### 工事関係書類一覧

#### 工 事 関 係 書 類 一 覧

番号	様 式 名	備考	橿原市
1	入札書		○
2	見積書		○
3	委任状		○
4	工事着工届		○
5	工程表	様式 1	
6	建設工事下請届出書		○
7	現場代理人及び主任（監理）技術者等選任（変更）届		○
8	経歴書		○
9	課税事業者届出書		○
10	免税事業者届出書		○
11	工期延期届	様式 2	
12	工事竣工届		○
13	工事引渡書		○
14	工事請負代金請求書		○
15	前払金請求書		○
16	請負工事既済部分検査請求書	様式 3	
17	土木工事請負日誌	様式 4	
18	工事材料品質規格事前確認書	様式 5	
19	指示書		○
20	工事打合簿		○
21	材料確認書	様式 6	
22	段階確認書	様式 7	
23	確認・立会依頼書	様式 8	
24	出来形管理図表（様式例）	様式 9	
25	出来形合否判定総括表（ICT活用工事様式例）	様式 10	
26	品質管理図表（様式例）	様式 11	
27	生コンクリート運搬計画書		○
28	施工計画書	様式 12	

○：市ホームページ掲載





年月日：

(発注者)

殿

(受注者名)

印

## 工期延期届

建設工事請負契約書第21条による工期の延長を下記のとおり請求します。

記

工 事 名	
契 約 月 日	
工 期	自 至
延 長 工 期	自 至
理 由	

(注)

- 1 必要により下記書類を添付すること。
  - a 工程表（契約当初工程と現在迄の実際の工程及び延長工程の3工程を対象させ、詳細に記入）
  - b 天候表、気温表、湿度表、雨量表、積雪表、風速表等工期中と過去の平均とを対照し最寄气象台等の証明等をうけること。
  - c 写真、図面等
- 2 理由は詳細に記入すること。

年月日：

(発注者)

殿

(受注者)

印

## 請負工事既済部分検査請求書

建設工事請負契約書第37条第2項により既済部分検査(第 回)を請求します。

記

工 事 名	
工 期	自
	至





## 段 階 確 認 書

### 施 工 予 定 表

年月日：

共通仕様書第3編3-1-1-6の6。  
 橿原市建設工事仕様書に基づき、下記のとおり施工段階の予定時期を報告いたします。

工事名 \_\_\_\_\_ 受注者名： \_\_\_\_\_ 印  
 現場代理人名等： \_\_\_\_\_

種 別	細 別	確認時期項目	施工予定時期	記 事

年月日：

### 通 知 書

下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知します。

監督職員名：

確認種別	確認細別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等

年月日：

### 確 認 書

上記について、段階確認を実施し確認した。

監督職員名： \_\_\_\_\_ 印

確認・立会依頼書

主任 監督員	一般 監督員	一般 監督員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

確認・立会事項

工事名 \_\_\_\_\_ 年月日: \_\_\_\_\_

下記について 確認・立会 されたく提出します。

記

工 種		
場 所		
資 料		
希 望 日 時		時

確認立会員		
実施日時		時
記 事		

出来形管理図表

工種 \_\_\_\_\_

種別 \_\_\_\_\_

測定者 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

測点										略図					
	設計値との差														
測定項目	規格値			測定項目			規格値			測定項目			規格値		
測点又は区別	設計値	実測値	差	測点又は区別	設計値	実測値	差	測点又は区別	設計値	実測値	差	測点又は区別	設計値	実測値	差
平均値															
最大値															
最小値															
最多値															
データ数															
標準偏差															

出来形合否判定総括表

工種 \_\_\_\_\_

測点 \_\_\_\_\_

種別 \_\_\_\_\_

合否判定結果 \_\_\_\_\_

測定項目		規格値	判定	測点	
天端 標高較差	平均値				 <input type="checkbox"/> 天端
	最大値(差)				
	最小値(差)				
	データ数				
	評価面積				
	棄却点数				
法面 標高較差	平均値				
	最大値(差)				
	最小値(差)				
	データ数				
	評価面積				
	棄却点数				

品質管理図表

工種 \_\_\_\_\_

種別 \_\_\_\_\_

測定者 \_\_\_\_\_ 印

測 点										略 図	
設 計 値 と の 差											
測定項目				測定項目				測定項目			
規格値				規格値				規格値			
測点又は区別	設計値	実測値	差	測点又は区別	設計値	実測値	差	測点又は区別	設計値	実測値	差
平均値											
最大値											
最小値											
最多値											
データ数											
標準偏差											

様式12

年 月 日

主任監督員 殿

住所  
受注者  
氏名

## 施 工 計 画 書

下記の工事について、別紙のとおり施工計画書を提出します。

工 事 名 :

契 約 番 号 :

路 線 ・ 河 川 名 :

施 工 場 所 :

※施工計画書等を提出する際には、「工事打合簿」を表紙とする。

## 添 付 書 類

1	工事概要	.....
2	計画工程表	.....
3	現場組織表	.....
4	指定機械	.....
5	主要機械	.....
6	主要資材	.....
7	施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)	.....
8	施工管理計画	.....
9	安全管理	.....
10	緊急時の体制及び対応	.....
11	交通管理	.....
12	環境対策	.....
13	現場作業環境の整備	.....
14	再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	.....
15	その他	.....



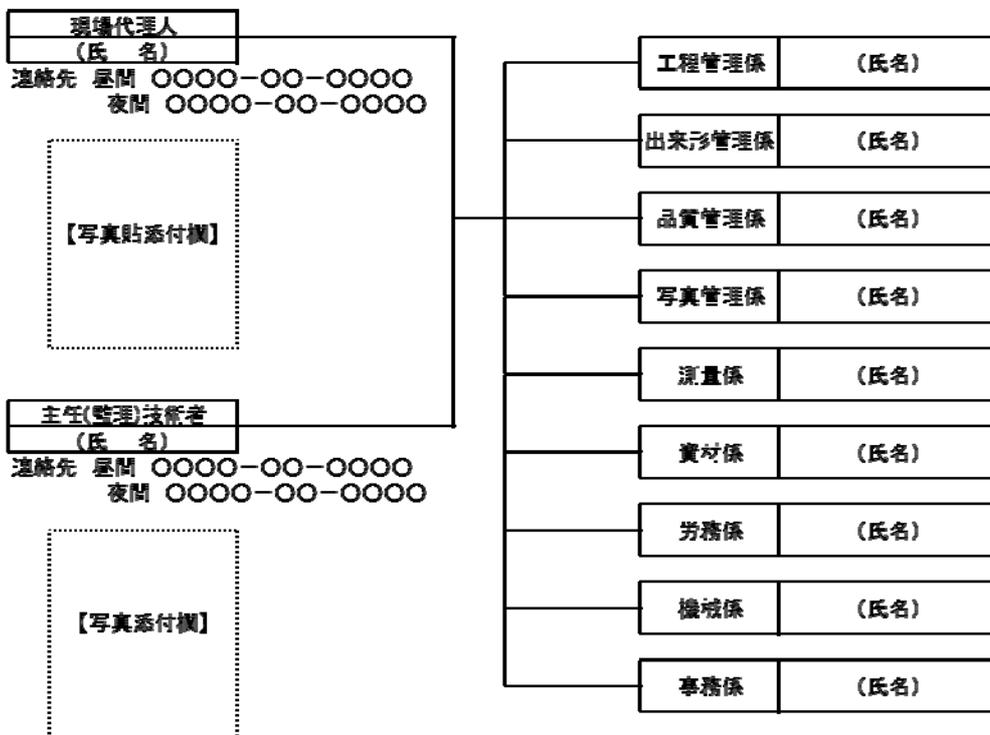
## 2. 計画工程表

[計画工程表]

## 3. 現場組織表

[現場組織表]

現場組織表



### 【注意事項】

※添付する写真は、縦3cm、横2.5cm程度の大きさとし、顔が判別できるものとする。

※カラーコピー、もしくはデジタルカメラ写真を印刷したものでよい。

#### 4. 指定機械

[指定機械使用計画]

機 械 名	規 格	台数	使用工種	備 考

#### 5. 主要機械

## 6. 主要資材

[主要資材計画]

資材名	規格	予定数量	製造業者	品質証明	備考

## 7. 施工方法

[施工計画書に記載する事項]

共通仕様書関係条項						条名称	記載を要する事項
編	章	節	条	項	号		

## 8. 施工管理計画

### 1) 工程管理

## 2) 出来形管理

[出来形管理計画表]

工 種	種 別	規格値	社内管理基準値	測定基準	適 用

### 3) 品質管理

[品質管理計画表]

工種	種別	試験項目	種類	数量	試験基準	試験回数	規格値	社内管理基準値	適用

### 4) 写真管理

[写真管理計画表]

工種	形状寸法	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	適用

## 5) 段階確認

[段階確認]

種 別	確認項目	確認方法	確認時期（頻度）	確認予定時期	摘 要

## 6) 品質証明

## 9. 安全管理

### 1) 工事安全管理対策

[安全管理組織]

[安全管理活動]

名 称	場 所	参加予定者	頻 度

## 2) 第三者施設安全管理対策

## 3) 工事安全教育及び訓練についての活動計画

[安全教育・訓練計画]

月	主な作業内容	安全・訓練内容
		・ ・ ・

[危険物]

名 称	適 用 法 規	使 用 予 定 量

◇作業主任者

[免許・資格等一覧表]

名 称	氏 名	登 録 番 号

## 10. 緊急時の体制及び対応

### 11. 交通管理

1 2. 環境対策

1 3. 現場作業環境の整備

1 4. 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

1 5. その他

# 土木工事施工管理基準

## 写真管理基準（案）

### 2. 撮 影

#### 2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるように被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工 事 名
- ② 工 種 等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設 計 寸 法
- ⑤ 実 測 寸 法
- ⑥ 略 図

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目－施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。

また、履行報告されるすべての写真において、説明欄等に撮影年月日を記載するものとする。

特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。